

岩手県告示第139号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年12月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 阿部工業
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市八雲町5番45号
 - ウ 代表者の氏名 阿部剛
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第3482号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年8月2日付けで建築工事業及び建具工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年12月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社多田工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市綾織町新里21地割28番地2
 - ウ 代表者の氏名 多田飛鳥
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第7606号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年12月4日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年1月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 齋藤工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市実田一丁目6番11号
 - ウ 代表者の氏名 齋藤大介
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特一2）第7659号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年1月11日付けで建築工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和5年12月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社藤清工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小鎚23地割91番地1
 - ウ 代表者の氏名 藤原清吾
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第9327号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和5年7月11日付けで建築工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和5年12月12日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社川村建設
- イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第6地割86番地13
- ウ 代表者の氏名 川村里子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第9632号
- (3) 処分の内容 水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年12月6日付けで水道施設工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年12月7日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社キクショウコーポレーション
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市山岸四丁目10番28号
- ウ 代表者の氏名 菊池善昭
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-5)第20563号
- (3) 処分の内容 内装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年11月30日付けで内装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年12月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 中村工業
- イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼鬼越16番地4
- ウ 代表者の氏名 中村敏彦
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-5)第21154号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年12月19日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和5年12月11日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 木生の家
- イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻鎌田東5番地7
- ウ 代表者の氏名 家子伸康
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第60299号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年11月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 令和5年12月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社桜技工
- イ 主たる営業所の所在地 釜石市野田町五丁目14番8号
- ウ 代表者の氏名 佐々木昇

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－４）第110161号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和５年８月10日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第１項第５号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和５年12月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社箱石商店

イ 主たる営業所の所在地 宮古市長沢第12地割38番地８

ウ 代表者の氏名 箱石正弘

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－30）第120075号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和５年12月19日付けで管工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第１項第５号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和５年12月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 恵農産株式会社

イ 主たる営業所の所在地 二戸市似鳥字上沖野５番地１

ウ 代表者の氏名 野方英雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－１）第150109号

(3) 処分の内容 建築工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和５年12月13日付けで建築工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第５号に該当する。